

労災診療費の仕組み

1 原則として健康保険に準拠

- 労災保険における療養の給付(診察、処置、薬剤等)の範囲は、療養上相当と認められるもの、すなわち、療養の効果が医学上一般的に認められるものであるものとされている。

→ 健康保険の保険給付に準拠

2 労災保険独自の取扱い(労災特掲項目の設定等)

労災保険における療養の給付は、健康保険の保険給付に準拠しつつも、労災保険制度の趣旨、目的の下、労災医療の特殊性等を考慮する必要がある診療行為について、次のような観点から独自の措置を講じている。

○労災診療の特殊性等を考慮した点数の評価

診療担当医師には、労災診療上、次のような判断が求められる。

- ・労災保険では、患者が業務上の災害であるか確認が求められること
- ・労災保険で療養継続中の者については治療効果の確認が求められ、治療効果が認められない場合には症状固定(治ゆ)の判断が求められること

○労働災害による傷病の複雑さ等を考慮した独自項目の設定、評価

- ・労働災害では、工場などでの四肢に係る重度の創傷が多い
- ・創面が広範囲に汚染され、それが深部にわたる 等

○被災労働者の早期職場復帰に資する独自項目の設定、評価

- ・被災労働者の労働能力の回復、早期職場復帰が目的

労災特掲項目の具体例

診療単価は1点12円
(健保は1点10円)

四肢の傷病に係る手術等の加算 等

リハビリテーションに対する評価の充実、
職場復帰支援・療養指導料 等